



熊本県公報

第12091号
平成24年3月2日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○知事の職務代理	(人事課)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○阿蘇都市計画下水道事業の事業計画変更認可	(下水道環境課)	3
○熊本都市計画下水道事業の事業計画変更認可	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	4
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	4
○道路の供用開始	(道路保全課)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	5
○熊本県収入証紙売りさばき人の指定	(会計課)	5
○特定計量器検査の実施	(産業支援課)	5
○特定計量器検査の実施	(〃)	6
○児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務の委託の廃止	(子ども家庭福祉課)	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課)	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定	(〃)	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更	(〃)	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	(〃)	8
○道路の区域変更	(道路保全課)	9
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	9

公 告

○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	9
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	10
○換地処分のお知らせ	(農地整備課)	10
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課)	11
○換地処分のお知らせ	(農地整備課)	12
○換地処分	(〃)	13

登 載 依 頼

○平成23年度第2回熊本県男女共同参画審議会の開催	(熊本県男女共同参画審議会)	13
○平成23年度熊本県エイズ対策会議の開催	(熊本県エイズ対策会議)	13
○平成23年度第6回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催	(熊本県感染症発生動向調査企画委員会)	14
○熊本県文化財保護審議会の会議の開催	(熊本県文化財保護審議会)	14

告 示

熊本県告示第203号

平成24年3月8日から同年3月25日までの間、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を副知事兵谷芳康が代理する。

なお、知事職務代理者の呼称は、次のとおりとする。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

熊本県告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
未来ケアセンター 水俣市大園町一丁目3番3号	株式会社キミシマ	平成24年2月20日

熊本県告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
未来ケアセンター 水俣市大園町一丁目3番3号	株式会社キミシマ	平成24年2月20日

熊本県告示第206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ハッピーケアレンタル・ヤギタ 熊本市出水三丁目5番18-5号	ハッピーケア熊本株式会社	平成24年2月21日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ハッピーケアレンタル・ヤギタ 熊本市出水三丁目5番18-5号	ハッピーケア熊本株式会社	平成24年2月21日

熊本県告示第207号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ハッピーケアレンタル・ヤギタ 熊本市出水三丁目5番18-5号	ハッピーケア熊本株式会社	平成24年2月21日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ハッピーケアレンタル・ヤギタ 熊本市出水三丁目5番18-5号	ハッピーケア熊本株式会社	平成24年2月21日

熊本県告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 阿蘇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 阿蘇都市計画下水道事業阿蘇公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和57年熊本県告示第621号、昭和61年熊本県告示第370号、平成2年熊本県告示第659号、平成6年熊本県告示第223号、平成16年熊本県告示第282号及び平成20年熊本県告示第486号の事業地に大字三久保字三久保山並びに大字黒川乙字前田及び字成川並びに大字乙姫字上不動石、字西野中、字上西野及び字溝口上を加え、阿蘇市内牧字駄原前及び字西中無田並びに大字三久保字前畑、字三久保及び字扇原並びに大字黒川乙字塔の本及び字居屋敷並びに大字乙姫字溝口下を変更する。
- 4 事業施行期間 昭和57年6月10日から平成29年3月31日まで

熊本県告示第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和32年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成22年4月9日熊本県告示第451号の事業地に、内田町字北通り、城山上代10丁目を加える。
 - (2) 使用の部分
昭和25年7月28日建設省告示第903号、昭和32年10月28日建設省告示第1346号、昭和38年8月16日建設省告示第2021号、昭和40年5月29日建設省告示第1406号、昭和44年3月31日建設省告示第1048号、昭和46年10月16日熊本県告示第891号、昭和47年9月2日熊本県告示第708号、昭和47年10月31日熊本県告示第860号、昭和48年12月11日熊本県告示第974号、昭和50年3月29日熊本県告示第280号、昭和50年12月9日熊本県告示第1031号、昭和51年8月21日熊本県告示第767号、昭和53年3月31日熊本県告示第308号の8、昭和54年2月17日熊本県告示第132号、昭和54年5月29日熊本県告示第429号、昭和56年9月19日熊本県告示第846号、昭和57年1月19日熊本県告示第54号、昭和57年8月12日熊本県告示第854号、昭和59年3月22日熊本県告示第254号、昭和61年8月26日熊本県告示第644号、昭和63年3月1日熊本県告示第185号、平成元年3月24日熊本県告示第254号、平成3年1月30日熊本県告示第85号、平成4年8月14日熊本県告示第596号、平成4年12月18日熊本県告示第942号、平成5年4月9日熊本県告示第330号、平成6年9月21日熊本県告示第735号、平成6年12月28日熊本県告示第1043号、平成9年3月7日熊本県告示第145号、平成10年11月30日熊本県告示第761号、平成13年2月14日熊本県告示第112号、平成13年4月9日熊本県告示第315号、平成15年3月24日熊本県告示第290号、平成15年12月5日熊本県告示第1152号、平成18年1月13日熊本県告示第14号及び平成22年4月9日熊本県告示第451号の事業地に、内田町字北通り、白石町字南貳町分、字北貳町分及び字中道を加える。

熊本県告示第210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福寿介護サービス 菊池市泗水町吉富2155番地10	合同会社湧善	平成24年3月1日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福寿介護サービス 菊池市泗水町吉富2155番地10	合同会社湧善	平成24年3月1日

熊本県告示第211号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福寿介護サービス 菊池市泗水町吉富2155番地10	合同会社湧善	平成24年3月1日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福寿介護サービス 菊池市泗水町吉富2155番地10	合同会社湧善	平成24年3月1日

熊本県告示第212号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアマネジメントライフ上熊本 熊本市花園一丁目4番2号	株式会社クボタライフ九州	平成24年3月1日

熊本県告示第213号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
かすみ居宅介護支援センター 合志市幾久富1909番地1457	株式会社絆	平成24年3月1日

熊本県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	益城菊陽線	熊本市戸島三丁目 8番45地先から 同市戸島五丁目 3929番1地先まで	291.7	一括交 安(交 差点改 良)

2 供用を開始する期日 平成24年3月2日

熊本県告示第215号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
天草市社協デイサービスセンター よこら 天草市御所浦町横浦54番1	社会福祉法人天草市社会 福祉協議会	平成24年3月1日

熊本県告示第216号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
天草市社協デイサービスセンター よこら 天草市御所浦町横浦54番1	社会福祉法人天草市社会 福祉協議会	平成24年3月1日

熊本県告示第217号

熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)第5条第1項の規定により売りさばき人を次のように指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
宇城市松橋町松橋35 7-1	熊本宇城農業協同組合 代表理事組合長 岩山 勝也	平成24年2月21日

熊本県告示第218号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検 査 区 域	対象となる特定計量器	検 査 期 間
上益城郡、宇土市、宇城市、下 益城郡、水俣市、葦北郡、八代 市、八代郡、人吉市及び球磨郡	非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり	平成24年4月1 日から平成25年 3月31日まで

熊本県告示第219号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により上益城郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
山都町	平成24年4月9日	午前10時から 正午まで	馬見原公民館	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
山都町	平成24年4月9日	午後1時半から 午後3時まで	山都町役場 蘇陽 総合支所	
山都町	平成24年4月10日	午前10時から 午前11時半まで	J A上益城 清和 支所朝日事業所	
山都町	平成24年4月10日	午後1時から午後 3時まで	山都町清和体育館	
山都町	平成24年4月11日	午前10時から 午前11時半まで	J A上益城 矢部 支所御岳野菜集荷 所	
山都町	平成24年4月11日	午後1時半から 午後3時まで	J A上益城 矢部 支所中島茶工場	
山都町	平成24年4月12日	午前10時から 午後3時まで	山都町中央公民館	
甲佐町	平成24年4月13日	午前10時から 午後3時まで	甲佐町農業研修セ ンター ろくじ館	
御船町	平成24年4月16日	午前10時から 正午まで	J A上益城 （旧 ）上野事業所	
御船町	平成24年4月16日	午後1時半から 午後3時まで	（旧）水越小学校	
御船町	平成24年4月17日	午前9時半から 午後3時まで	御船町保健センタ ー	
益城町	平成24年4月18日	午前9時半から 午後4時まで	益城町公民館	
嘉島町	平成24年4月19日	午前10時から 午後3時まで	嘉島町公民館	

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成24年5月28日から平成24年6月22日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定めるものにあつては、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第220号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務を次の規約により廃止したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県と熊本市との間の児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、熊本県

と熊本市との間の児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務の委託に関する規約を廃止する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
くさはら接骨院	草原 英文	八代市松江町602番地4	平成24年1月30日

熊本県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
吉里医院	山鹿市鹿校通三丁目2番45号	平成24年1月1日
ちとせ眼科	菊池郡菊陽町光の森七丁目3番7号	平成24年1月1日

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
りんご歯科なるせ	上益城郡甲佐町大字岩下字東園65番1	平成23年12月1日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ふれんず薬局	天草市五和町二江 4 4 8 8 番地 2 4	平成 2 4 年 1 月 1 日

熊本県告示第 2 2 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 4 年 3 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(調剤)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
イオン九州株式会社 イオン薬局熊本店	名 称		平成 2 4 年 1 月 1 日
	イオン薬局熊本クレア店	イオン九州株式会社 イオン薬局熊本店	

熊本県告示第 2 2 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 4 年 3 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
吉里医院	山鹿市鹿校通三丁目 2 番 4 5 号	平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日
ちとせ眼科	菊池郡菊陽町光の森七丁目 3 番 7 号	平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
りんご歯科なるせ	上益城郡甲佐町大字岩下字東園 6 5 番 1	平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
二江薬局	天草市五和町二江4488番地24	平成23年12月31日

熊本県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内字住吉 390番地先から 同所 397番1地先まで	前	6.2 ～ 10.3	389.0	活力基盤改築 (改築に伴う 拡幅)
			後	8.6 ～ 33.0	380.0	

2 区域を変更する期日 平成24年3月2日

熊本県告示第226号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字山田丁字三ツ尾3337番（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市栄字西沖3794番125

231.50平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

菊池市西迫間286

平山 利一

熊本県公告第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字南長嶺2000番2257及び同2000番2260
280.29平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富1909番417 エスポワール武蔵台102号
徳満 智和

熊本県公告第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字南長嶺2000番2258及び同2000番2261
282.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町光の森六丁目6番地3 アークアベニュー光の森301号
山添 洋治

熊本県公告第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字南長嶺2000番2191及び同2000番2203
213.86平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市龍田町弓削886番2 ファミリー宮田306号
野田 寿法

熊本県公告第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字南長嶺2000番2268及び同2000番2270
287.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町花立1丁目22番3 ラ・フォレストR Y U C-203号
角地 由亘

熊本県公告第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字南長嶺2000番2192及び同2000番2259
355.76平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市武蔵ヶ丘六丁目4番88 コンフィアンスI 102号
高宮 弘祐

熊本県公告第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第112条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 送付すべき書類
県営土地改良事業秋只・万ヶ瀬地区の換地処分通知書
- 2 送付を受けるべき者
住所不明
坂脇 シツエ
- 3 縦覧に供する書類の要旨
(1) 換地処分通知書
(2) 県営土地改良事業秋只・万ヶ瀬地区の地区総計表
(3) 各筆換地等明細書
- 4 縦覧期間
1の送付すべき書類は、平成24年3月2日から平成24年3月15日まで御船町役場において縦覧に供する。
- 5 その他
1の送付すべき書類は、4の縦覧期間中は御船町役場において保管し、その後は熊本県上益城地域振興局（農林部農地整備課）において保管し、2の送付を受けるべき者に交付する。なお、受領しないときは、平成24年3月12日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

熊本県公告第111号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	羊角湾周辺二期（改の木工区）	平成21年9月9日	平成22年3月19日	熊本県
区画整理	羊角湾周辺二期（越地工区）	平成21年7月28日	平成23年11月18日	熊本県
農業用排水施設	羊角湾周辺二期（今村工区）	平成17年10月19日	平成23年2月28日	熊本県
農業用排水施設	羊角湾周辺二期（今田川工区）	平成17年10月19日	平成22年3月12日	熊本県
農業用排水施設	羊角湾周辺二期（大江工区）	平成23年9月21日	平成24年2月10日	熊本県

熊本県公告第112号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）戸島西5丁目商業施設
熊本市戸島西五丁目3144番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ティーティーエス企画 代表取締役 野見山俊之	福岡県飯塚市有井334番10号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 柴田英二	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
未定	未定

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年10月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,600平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 180台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
A棟西側 56台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
No.1 A棟南西側 31.5平方メートル
No.2 A棟北西側 65平方メートル
No.3 A棟南東側 31.5平方メートル
No.4 B棟南西側 31.5平方メートル 合計159.5平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
A棟西側 38立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 敷地北側2箇所及び南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
No.1及びNo.4 午前6時から午後10時まで
No.2 24時間
No.3 午後10時から午前6時まで
- 8 届出年月日
平成24年2月14日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成24年3月2日から平成24年7月2日まで
 - (2) 熊本市農水商工局商工振興部商工振興課
平成24年3月2日から平成24年3月30日まで
- 10 留意事項
法第8条第2項の規定による意見書の提出先は、平成24年3月31日までは熊本県、平成24年4月1日以降は熊本市となります。

熊本県公告第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第112条の規定により、次のとおり公告する。
 なお、送付すべき書類は、平成24年3月2日から平成24年3月15日まで天草市役所で縦覧に供する。
 平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 送付すべき書類
県営土地改良事業羊角湾周辺二期地区（越地工区）の換地処分に係る平成24年2月16日付け農整第710号の換地処分通知書
- 2 送付を受けるべき者
住所不明
フクモトエレナ
- 3 縦覧に供する書類の要旨
 - (1) 換地処分通知書
 - (2) 県営土地改良事業羊角湾周辺二期地区（越地工区）の地区総計表
 - (3) 各筆換地等明細書
- 4 その他
1の送付すべき書類は、縦覧期間中は天草市役所において保管し、その後は熊本県天草地域振興局（農林水産部農地整備課）において保管しているので、送付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成24年3月12日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

熊本県公告第114号

県営花房中部地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成24年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**熊本県男女共同参画審議会公告第31号**

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成24年3月2日

熊本県男女共同参画審議会会長

- 1 開催日時
平成24年3月9日（金）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事
・第3次男女共同参画計画における具体的取組みの評価方法の見直しについて
- 4 報告
（1）審議会等委員への女性の登用推進計画について
（2）中学生・高校生用男女共同参画学習資料の改訂について
- 5 その他
・委員から寄せられた御質問に対する回答
- 6 傍聴者の定員
10人
- 7 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上事務局長の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 8 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
（熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課）
（電話 096-333-2287）

熊本県エイズ対策会議公告第1号

平成23年度熊本県エイズ対策会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成24年3月2日

熊本県エイズ対策会議
座長 松 下 修 三

- 1 開催日時
平成24年3月12日（月）
午後3時から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺6丁目18番1号
県庁本館1002会議室
- 3 議題
（1）平成23年エイズ患者等の発生状況について
（2）平成23年度の取組みについて
（3）正しい知識の普及と予防啓発についての意見交換
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の座長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症・新型インフルエンザ対策班
(電話096-333-2240)

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第6号

平成23年度第6回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成24年3月2日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会

委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時
平成24年3月21日(水)
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺6丁目18-1
熊本県庁行政棟新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題
平成24年2月分の感染症発生動向調査の解析・検討について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開にならない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局(熊本県健康福祉部健康危機管理課)
(電話096-333-2240)

熊本県文化財保護審議会公告第2号

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。
平成24年2月24日

熊本県文化財保護審議会会長 阿蘇品保夫

- 1 開催日時
平成24年3月13日(火)
午後2時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ2階 研修室C・D
- 3 議題
(1) 文化財の県指定等について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6-18-1
熊本県教育庁文化課
(電話096-333-2705)